

【住まいを補修したい】

支援策の名称	35 生活福祉資金制度による貸付(住宅の補修等)								
支援の種類	融資								
支援の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>250万円以内(目安)</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td>6か月以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>7年以内(目安)</td></tr> </table>	貸付限度額	250万円以内(目安)	貸付利率	連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%	据置期間	6か月以内	償還期間	7年以内(目安)
貸付限度額	250万円以内(目安)								
貸付利率	連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%								
据置期間	6か月以内								
償還期間	7年以内(目安)								
活用できる方	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が対象です。 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外になります。								
お問合せ先	伊達市社会福祉協議会 健康福祉部社会福祉課 024-576-4050 024-575-1264								

支援策の名称	36 母子寡婦福祉資金の住宅資金								
支援の種類	融資								
支援の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>200万円以内(目安)</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td>6か月以内 ※貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>7年</td></tr> </table>	貸付限度額	200万円以内(目安)	貸付利率	連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%	据置期間	6か月以内 ※貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能	償還期間	7年
貸付限度額	200万円以内(目安)								
貸付利率	連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%								
据置期間	6か月以内 ※貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能								
償還期間	7年								
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象です。								
お問合せ先	県北保健福祉事務所伊達福祉相談コーナー こども支援課 024-582-2211 024-577-3128								